

令和5年度 環境マネジメントシステム認証取得促進助成金交付要綱

令和5年3月24日制定
一般社団法人 兵庫県トラック協会

(目的)

第1条 この要綱は一般社団法人兵庫県トラック協会（以下「兵ト協」という。）の会員事業者（以下「会員」という。）が、環境マネジメントシステム認証の審査・認証を受ける際に要した費用の一部を助成することにより、環境に配慮した経営の促進を図ることを目的とする。

(助成対象)

第2条 環境マネジメントシステム認証とは次に掲げるものであって、令和5年度（申請受付期間中）及び令和5年3月11日以降に新規取得・再認証審査・更新を行い、令和5年4月1日以降に支払いを完了したもので会員を対象とする。

1. 交通エコロジー・モビリティ財団によるグリーン経営認証制度に基づく認証
2. 国際標準化機構が制定した国際標準規格 ISO14001 認証制度に基づく認証
3. 環境省が策定したエコアクション21 認証制度に基づく認証
4. 前各号に掲げるもの他、これらに準ずるものとして兵ト協が認定する認証等
5. 書類審査や中間審査、維持審査、定期審査のみに値する審査は助成対象外とする

(助成額及び上限)

第3条 助成金の交付額は5万円とし、1事業年度1回の交付を限度とする。

(助成金の申請手続き)

第4条 会員は、助成金の交付を受けようとするときは、様式1「令和5年度環境マネジメントシステム認証取得促進助成金交付申請書」に下記の書類を添付し、兵ト協に提出するものとする。

1. 審査・承認後に発行された最新の環境マネジメントシステム認証登録証の写し
2. 審査概要等が明記された明細書（内訳書・審査計画書）の写し
3. 請求書の写し
4. 支払いを証明する領収書等の写し

(受付期間)

第5条 申請受付は令和6年3月8日をもって終了するものとする。但し、助成額が予算額に達した場合は、締切日前であってもその時点で受付を終了するものとする。

(助成金の交付)

第6条 兵ト協は、会員事業者から第4条の「令和5年度環境マネジメントシステム認証取得促進助成金交付申請書」の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、本助成事業に適合すると認めた場合には、申請事業者に対して助成金を交付する。

(報告)

第7条 兵ト協は、助成金の交付に関して必要な報告を求めることができる。

(附則)

第8条 本要綱は、令和5年4月1日より適用する。